

中国郷政権建設における諸問題

董 成 美

西 村 幸次郎
通 山 昭 治 記

わが国の農村基層政権では、二〇余年にわたり人民公社という「政社合一」（政権と合作社の合体）の体制が実施されたのち、郷政権という制度が回復され、実施されたが、このことはすでに現行憲法によって確認されている。一九八五年二月までに、全国の人民公社の「政社分離」（政権と合作社の分離）作業はすべて終了した。改革前には、全国の農村にあわせて、五万四千の人民公社と、二千八百の鎮があった。改革後、全国にあわせて九一、五九〇の郷、民族郷、鎮が設置され、そのうち三、一四四の民族郷が回復され設置され、鎮は二千八百から九、一四〇にまで発展した。農村基層政権体制の改革は、政治体制改革の一

中国郷政権建設における諸問題（董・西村＝通山）

つの重要な構成部分である、というべきである。しかし、長期にわたり人民公社化を実施した影響を受けているために、各地で新たに設置された郷政権は程度の差こそあれ、まだ人民公社化のなごりを留めており、郷政権がしかるべき役割と機能を発揮するのを妨げている。したがって、わが国の現在の農村の実情に適合した郷政権を設置することは、当面の急務となっている。本稿はそのなかのいくつかの問題について若干の未熟な見解を提示することを意図したものである。どうかご叱正願いたい。

（一） 党と政府の関係

多年來、われわれの党及び国家の各級指導機構のなかに、党

と政府が分かれていず、党が政府に代わる、といった現象がゆゆしく存在している。郷レベルではそれがさらに重大である。党と政府が分かれていないと、権力の過度の集中がもたらされ、政府部門が相対的に独立した強力な業務系統をうちたてるのを妨げ、政府の機能の発揮に影響しがちで、實際上、党の指導をも弱めてしまい、党と政府の機関の業務能率を低下させ、官僚主義を助長しがちである。基層政権が直接大衆に向きあうならば、官僚主義は生じえない、と考えてはならない。プロレタリアートが権力を奪取したのちには、必ず党と政府の分業原則を實行しなければならぬ。レーニンにはやくも一九二二年に次のように指摘している。すなわち「必ず党と国家機関の職権をはっきりと区分しなければならぬ。党は国家権力の中核であるが、それと国家権力とは一つのものではない。党の任務は国家機関の活動に対して全般的な指導を行うことであるが、けつして過度に頻繁に干渉を行うわけではない」と(中国語版『レーニン全集』三三卷、二二二頁)。毛沢東同志もかつて一九二八年に次のように指摘した。すなわち「党の主張と措置は、宣伝を別として、実施のさいは政府の組織を通さなければならぬ。国民党のように、直接政府に命令するまちがあったやり方は避けなければならない」と(『毛沢東選集』四卷本、七二頁、邦訳は外文出版社版、第一卷、一一六頁による)。鄧小平同志は党と政府の

分業原則について、かつて『党と国家の指導制度の改革』という一文のなかで比較的全面的に論述し、かつ実施のための一連の重要な段取りを提示した。ここ数年、党と政府の分業の面では、すでに一歩大きく前進があったが、まだ少なからぬ問題が存在し、引き続きまだ解決する必要がある。

党と政府が分業するということは、今回の郷政権設置という体制改革の主な内容の一つである。調査によれば、正しく職責のうえから、そして具体的な業務において、はっきりと両者を分離した郷は少数であり、一般的な状況としては、職責のうえでは基本的に分離できるのであるが、しかし実際の具体的な業務においては、党が政府にとって代わったり、党と政府が入り乱れたりしているのである。党と政府が分かれていないことの本質は次の通りである。すなわち、①郷党委が直接経済を握っている。例えば、四川省広漢県のそれぞれの郷党委書記は、農工商連合総会社の社長を兼任している。②郷党委は郷政府が管轄すべき具体的事務を研究し、かつその貫徹実施状況の監督と検査に責任を負う。③郷政府はことあるごとにいちいち党委に指示を求め、総括報告を行わねばならず、憲法及び地方組織法が定める郷長・鎮長責任制は有名無実となっている。④郷長・鎮長が自己の職責の範囲内において割りふった業務が、党委書記のひとことでただちに否定できる。党と政府が分

れていないということが依然としてゆゆしく存在する原因は、主として以下の通りである。すなわち、①郷党委書記が権限を放すのを望まない。②郷長・鎮長の多くが新しい幹部であるため、実務上の経験がなく、自己の職責の範囲内の業務について、あえて責任を引き受けようとしめない。③人民公社化以来長期にわたって形成されてきた、党が政府に代わる、党と政府が分れない、といった觀念とやり方の影響を受けている。④上級の政権機関の指導方法と業務方法（主として県）における郷政権に対する直接的な影響（を受けていること、など）がそれである。例えば、郷・鎮の党委書記は、郷・鎮における県の経済の發展指標についての総請負人であり、責任が重大である。県委は、郷党委書記に対して、七〇%の精力をさいて経済に力を入れ、二〇%は行政に、一〇%は党務に力を入れるよう求めている。上級は会議を開くか、もしくは業務を検査し、より多く党委書記に総括報告を行うよう求めている。

党と政府が分業するということは、党の指導に有利であるとともに、政府活動の展開にとつても有利であり、実践が証明しているように、それは一つの科学的な指導方法である。われわれは、真に党と政府の分業を行うには、まずはじめに必ず以下のいくつかの面の問題をうまく解決しなければならぬ、と考へる。すなわち、第一に、党と政府が分業することの意味を正

しく理解する。まず、党と政府の分業とは、けっして郷政権の活動における党と政府の絶対的な分離ではなく、「分」（離）もあり、（絶）「合」もあり、互いにつり合いをとるということである。「分」とは党と政府の具体的な事務における分離を意味する。「合」とは党と政府の重大な問題における共同研究、相互協議を意味する。つぎに、党と政府の分業とは、職責の範囲における分業を意味し、けっして人員上の絶対的な分離を意味するものではない。第二に、党と政府の間で相互に兼職を行うことの必要性和必然性を正しく認識する。郷政権の人員の編成には限りがあるという前提のもとでは、人員のうえで党と政府を嚴格に分離しようとするとは、絶対にできないことであるし、党中央・國務院も郷設置の体制改革の通知のなかでこの点を要求していない。事実が物語っているように、党と政府の間で一部の幹部が互いに兼職していることは、郷党委と郷政府が業務において互いに連係し、互いに意志を疎通させるのに有利であり、また党と政府の分業並びに分業にもつづいた相互の協力にとつても有利である。第三に、憲法及び地方組織法の規定にしたがい、郷・鎮政府は郷長・鎮長責任制を実施する。「党の各級委員会は集団指導と個人分担責任とを結びつけた制度を實行する。重大な問題に属する事柄はすべて党の委員会が民主的に討議し、決定を下さねばならない」という『中国共産党規

約』十條（一項）五号の規定にしたがい、党委が行うのは決して党委書記の個人責任制ではなく、集団責任制である。党と政権組織が違った責任制を行うということを理解することは、郷政権における郷党委書記の地位をはっきりさせ、そして党と政権組織の職責の範囲を正しく区分するうえで重要な意義をもっている。第四に、郷党委の任務は党規約の規定にしたがい、精力を集中して党の路線、方針、政策の具体的な執行にしっかりと力を入れ、基層（末端）の党の思想建設と組織建設にしっかりと力を入れ、共青团、婦連及び民兵に対する指導を強化し、農民に対する政治思想教育にしっかりと力を入れ、党の作風と社会の気風の好転をうながすことであって、政府の具体的な業務を請負うことではない。郷党委は郷政府が憲法及び地方組織法の規定にしたがって、独立して職権を行使するように保証しなければならぬ。第五に、党と政府が分業するということは、科学的な指導の要請であり、それは郷政権についてだけいえることではない。一定の意味においては、上級の政権において党と政府が分業しているかどうかは、下級の政権の党と政府の関係に直接影響する。県レベルの政権機関における党と政府の分業は、郷政権における党と政府の分業をうかため、そしていちだんとそれを完全なものにするうえでとりわけ重要な意義をもっている。

ここでさらに少しついでに述べておく必要があるのは、県レベルの行政機構の設置及び部門間の分業において、つねに上と下が一致（協力）することが求められ、上には姑がおり、下には嫁がいなければならない、ということである。もしそうでないならば、人はしかるべき事業を興すことができず、しかるべき業務に必要な経費及びその他の援助を振り向けることはできず、県政府の各科・局は、郷政府の分業にはそれとの一致（協力）が必要である、といつも考えている。もしこうでないならば、それがそこで一つの出先機関を設けるという方法を考えるが、これは干渉（割り込み）にはかならない。そうすることによって、機構の重複、手続きの繁鎖、部門間の分業における過度の細分化や出先機関の多忙などもたらされ、したがって、行政能率にゆゆしい影響を与え、郷政権の負担を増加させ、若干の権限の下放が必要となっている。

郷政府の職責については、憲法及び地方組織法がすでに比較的はっきりと規定しているが、われわれはさらに次の問題を少し概括して述べておく。つまり、郷党委の職責は何かである。われわれは主としてそれは次の二点である、と考える。一つは党務をつかむことであり、もう一つは政策決定をにぎることである。党委は全郷の活動にかかわる重大な問題について、集団的に政策決定を行う。郷政府は政策決定過程において、自らの

意見及び見解を提出することができる。政策決定は郷人民代表大会の採択を経たのちに、郷政府に送付して具体的に貫徹され、実施に移される。要するに、党委は憲法と法律の範囲内で活動しなければならぬ。しかし、党と政府が分業することとは、党の指導が不要であるということではなく、党の指導を改善し、そして強化するために必要である。

(二) 郷の経済組織の設立

調査によれば、各地で設立された郷の経済組織には主として、以下のいく種類かの類型がある。すなわち、①郷経済連合社や郷経済委員会のように、郷政府の外に独立して全郷の経済活動を管理する機関、②農工商連合総公司のように、郷政府の外に独立して、郷党委の指導のもとに全郷の経済活動を管理する機関、③経済事務室のような、郷政府のなかに設けられた全郷の経済活動を管理する機関、④経済実体を成立させ、郷長が郷政府を代表して統一し、直接的に管理、調整及び監督業務をにぎり、別に管理及び協議機関を置かない。明らかのように、第一の類型と第二の類型の経済組織は、地方組織法の規定及び党と政府が分業するといった要請に合致していない。実践が明らかにしているように、政府の一定の権威から離れては、この種の経済組織も管理及び調整の役割を発揮しにくい。第三の類型の経済組織は郷政府のもとに設けられているが、それが一つの

管理又は調整の機関であるために、必然的に経済実体に対して過多の干渉を行い、政府と企業の間隔にとつて不利である。同時にまた、郷政府と経済実体の間に一つの不必要な機構が増えることにもなる。各地の実験経験にもついでいえば、この種の経済組織は、郷党委、郷政府と互いに対等な经济管理機関へと発展しやすい。第四の類型の経済組織は一種の理想的なモデルである。すなわち、①経済実体と郷政府の間が経済を管理する権限の面で区分しやすい。②郷政府は経済実体に対して、直接、計画、任務を下達し、直接、調整と監督を行うことができ、さらにはほかの部門を通す必要がない。しかしまた、必ず目を向けなければならないのは、各地の経済の発展状況がけつして画一的であるわけではなく、そのうえ経済実体の性質の経済組織にも一足飛びに到達できるものではない、ということである。したがって、経済組織を設置する際の形態と性質については、多様性が許容されねばならない。しかし、いかなる形態であれ经济管理の性質の組織は根絶しなければならない。中共中央の一九八四年の一号文件は次のように指摘している。すなわち「もとの公社のレベルでは、すでに経済実体が形成されたが、その経済組織の役割を十分に発揮させねばならない。公社の経済力が脆弱である場合は、具体的な状況と大衆の願いにもとづき、違った形態の経済連合組織又は調整・サービス組織を設

置することができる。条件がないところでは設置しなくてもよい」と。われわれは、経済力が比較的脆弱なところ又は新規の建設プロジェクトにおいては、半経済管理・半経済実体の性質の経済組織を設立するのがよい、と考える。つまり、①この種の経済組織はまだ経済実体の程度には達していないので、経済実体とみなして取り扱うのは、それ自身の発展にとって不利である。②一定の行政力に依拠して、一定の行政措置を講じれば、その発展を助け、それが経済実体に転化するのを促すことができる。③単純な行政的な介入は、経済組織の発展にとって不利であり、この種の経済組織が経済実体が有する一部の職権をもつことを許さねばならない。農業サービス会社を例にとれば、生産責任制が実施されたのち、農業サービスは日増しに切迫して必要とされる状況のもとにある。技術力などといった多様な要因の制約のために、この種の会社は完全な損益自己負担を求めているものの、独立採算は必然的にその発展にとって不利である。したがって、必要な行政力による援助が求められている。

経済組織の設置と発展については、さらに必ず以下の問題をうまく解決しなければならぬ。すなわち、(1)政府と企業の機関においては、その人員は絶対的に分離する。われわれは政府と企業の分離には、次の三重の意味が含まれるべきである、と考える。つまり、①組織上の分離設置、②職権の分離、③人員

の分離。しかも人員の分離は政府と企業の分離におけるカギとなっている。実践のなかで、人々の注意力は政府と企業を分離するという問題において、組織上の分離設置と職権上の分離のうえに注がれるだけで、人員の分離を見落している。政府の行政活動と企業の経営管理活動は、二種類の性質の異なる行為である。したがって、政府と企業の間相互に兼職が行われるならば、不可避免的に、行政手段でもって経済管理活動によって代えるといった、人民公社化の際のあの種のやり方が現われるのである。政府と公社の分離設置がただ形式に止まりうるだけでは、職権上の分離も単なる絵空事にすぎない。調査によれば、郷党委書記、副書記、郷長、副郷長で工場長、企業長を兼任する場合もよく見られることで珍しくはない。その結果、必然的に経済実体としての企業の基本的な権利は保証されえない。平均主義(悪平等)や無償調達現象が依然としてゆゆしく存在しているのは、その一つの確かな証拠である。(2)経済組織間の相互関係について、中共中央の一九八四年の一号文件がはっきりと指摘しているように、経済連合組織又は調整サービス組織は「地区の協同経済組織及びその他の專業協同経済組織に対して、平等互恵又は調整・『指導』の関係にあり、もはや行政従属関係や一歩一歩移行するといった関係にはない。」各地では、経済組織間の関係について、まだ若干のあいまいな認識が存在

しており、依然として三級所有の觀念を一掃していない。若干の經濟組織がほかの若干の經濟組織の合法的な権利・利益を侵し、かつ人事について干渉する事例もしばしば生じている。

中共中央、國務院が一九八六年十月に發した通知が指摘するところによれば、郷政府が經濟を管理するにあたっては、主として經濟的、法律的及び行政的手段を運用して、商品生産の發展のために服務する、とされる。郷政府は郷經濟組織が自主權を行使するのを支持しなければならず、經濟組織の具體的な經營活動を請負ったり、又はそれにとって代わったりしてはならないし、さらに經濟組織を行政管理機關に変えてはならない。

(三) 郷政府の活動方法

農村における生産請負を主とした多様な形態の經濟責任制の実施につれて、郷政府は必ず以前の「政社合一」体制の際の、小区域ごとの請負や、村ごとの請負、「蹲点」(住み込み)などといった、類いの科學的でない活動方法を改めなければならぬ。調査によれば、依然として伝統的な村ごとの請負の方法を採っている郷が相当ある。その主な原因は、①上級の政權機關の活動方法が改められておらず、ひっきりなしに検査があり、ひっきりなしに報告表が求められ、ひっきりなしに中心的活動があり、隨時状況と資料を掌握し、もろもろの中心任務を実施に移して完成することが求められる。各部門はいずれもその部

門の任務が中心任務であることを強調しており、したがってことあるごとにすべて中心任務とされる。②若干の地区の村民委員會は区分けが小さすぎ、村の幹部の素質が劣っており、具體的な問題を解決できない。③人民公社化以来、長期にわたって形成された活動上の習慣は短時間には改めがたい。幹部が小区域を請負い、村を請負い、「蹲点」する(住み込み)といった方法は、科學的でない活動方法であることがとくに証明されている。つまり、①幹部の専門化によって不利である。②幹部の政策法律水準と文化的素養を向上させるのに不利である。③時を移さず、効果的に、また法律適合的に問題を解決するうえで不利である。④そのために郷党委及び郷政府の主要な幹部が一日中具體的な事務のなかに落ちこむはめになる。⑤基層(末端)の大衆的自治組織の積極性と自主性を動員するのに不利であり、他人任せの考え(依頼思想)をもたらしやすい。若干の郷幹部は業務が大変骨が折れる、とうらみ事を言っている。「会議中には訪問客があり、眠れば、大声でさげんで起こす者があり、食事中には人が待っている。郷に下りれば、人が追いかけてくる」と。かれらは(人員)編成が大変小さいためにそうなると考え、まだ活動方法が妥当でないことがその骨のおれる原因の一つであることに気がついていない。

幹部が村を請負うという伝統的な方法を改めることは、全く

苦難にみちた任務である。われわれは、この任務を完成するには必ず以下のいくつかの任務を立派に達成しなければならぬ、と考へる。それらはすなわち、①村を(個別に)請負う方法と一致(協力)して責任を負う方法との比較教育を行い、幹部が(個別に)村を請負うという方法和一致(協力)して責任を負う方法に対する認識を觀念のうえから改める。②上級の活動方法を改める。上級の各部門は、一致(協力)し責任をもって任務を割りふり、一致(協力)して任務の完成状況を総括して報告し、一致(協力)して責任を負う制度を形づくる。③党と政府は分業を行い、政府と公社は分離して設置する。幹部が小区域ごとに請負い、村ごとに請負い、「蹲点」する(住み込む)といった活動方法は、党と政府が分かれておらず、政府と公社が分離していかないということの主要な現われである。したがって、制度上、職責上、正しく党と政府の分業を行い、政府と公社の分離設置を行うには、幹部が村を請負うといった活動方法は維持しがたくなっている。④幹部のポスト責任制を定め、それぞれの幹部の業務上の具体的な任務と具体的な責任とを確かなものにし、権限と責任と利益の三者を結びつける。

要するに、郷政権を手腕のある(やり手の)機関にかえる必要がある。立ちおくれた手工業的な指導方法から進んだ現代化された科学的な管理方法に転換させなければならず、一步一步科

学的な指導体系をうちたてていく必要がある。

(四) 郷人民代表大会

建国初期、広範な人民を組織して、国家の事務、社会の事務、経済及び文化事業の管理に参加させるために、各級の各界人民代表会議を招集し、かつそれに一步一步人民代表大会の職権を代行させていき、人民政府を選挙によって選出した。そしてはじめは、郷が人民代表大会の職権を代行した。一九五四年に普通選挙によって各級人民代表大会が選出されたのちは、直接選挙の方法によって基層人民代表大会を選出し、社会主义改造と社会主义建設の順調な進展を強力に保証した。しかし、「文化大革命」において、基層政權建設を含む人民民主政權建設は極めて重大な破壊を受けた。党の十一期三中総会以来、国家の民主化の進行過程全体をすみやかに回復させ、推し進めることによって、わが国の人民政權建設は新しい発展段階に入った。農村において政府と公社を分離し、郷政権を回復し、設立することは、一つの重要な改革にはかならない。農村経済の繁栄につれて、政治制度もそれにつれ改善されるであろう。レーニンがかつて次のように指摘した。すなわち「今後、われわれは生産力と文化を發展させる面で一步前進し、向上することに、つねに必ず同時にわれわれのソビエト制度を改善し、改造するであろう」と。さらに「これは古い問題であるが、永遠に

新しい問題でもある」とも指摘している（中国語版『レーニン全集』三巻、八九、三五五頁）。また、鄧小平同志も次のように指摘している。つまり「われわれの国家はすでに社会主義現代化建設の新しい時期に入った。われわれは社会の生産力を大幅に高めると同時に、社会主義の経済制度と政治制度を改善し、かつ完全なものとし、高度の社会主義民主と完備した社会主義の法律制度（法秩序）を發展させねばならない」と（『鄧小平文選』一八〇頁）。これはわれわれが今後、わが国の農村の基層政權建設を断えず強化し、改善していくうえでの全般的な指導思想である。それは農村基層政權をわが国の政治、経済によりよく服務させるためのものである。

このためにはまず第一に、郷人民代表大会を立派に開催しなければならぬ。憲法及び地方組織法の規定によれば、こうである。つまり、①会期通りに郷人民代表大会を招集し、十分に民主を發揚する。②人民代表の役割を十分に發揮させる。③郷政府の活動報告を真剣に審査する。④その行政区域内の経済、文化事業及び公共事業の建設發展計画を立派に決定する。⑤郷長、副郷長を立派に選ぶ。⑥大会の閉会后に、會議の決議を全郷人民の實際の行動に変えねばならない。

現在、会期通りに郷人民代表大会を招集していない地域が少なからず存在する。ある省（山西省）の統計では、会期通りに招

中国郷政權建設における諸問題（董・西村 通山）

集されているのは、全省の郷の一八%を占めるにすぎない。そのうち、招集されたものにも二種類の状況がある。一つは真剣に開催したものであり、もう一つは形式的に行ったものである。したがって、会期通り開けないか、または真剣に開催しないのは、主として①県委が重視していない、②郷党委が重視していない、③ほかの任務とぶつかったために生じたもの、だからである。現在、政府と公社が分離したのには、郷党委がすべてを請負い、郷人大が役割を發揮せず、ひいては郷人民政府すらも重視されていない、といった状況がかなり多く見られる。したがって、党と政府の分業をうまく行うことのほかに、党は党を管理し、政府は政府を管理し、人民大衆の意見を重視すること、これは政治の民主化の問題であり、人民が国家の主人公となる問題である。主人とサーバントの關係に正しく置くことが必要である。基層（末端）の幹部の頭のなかでは、この問題は思想上げっして徹底的にうまく解決されてはいない。

次に、基層政權にも人民代表大会の常務委員會を設置することを考慮しうる。ある地方では、人民代表を選挙し、そして代表大会を招集することを一種の負担とみなし、まだ幹部会を開いて手間を省くほうがよいと考え、民主を面倒だときらっている。ある若干の郷鎮幹部の法制（適法性）觀念は極めて薄く、つ

ねに権力でもって法にかえ、言葉でもって法にかえ、法によらずに事を処理する、といった現象が極めてゆゆしいものとなっている。郷人大常務委を設置すれば、それが郷人大代表の選挙を主宰し、郷人大会議を招集し、郷人民政府の活動を監督することが出来る。また、郷人大代表と連係し、人民代表の組織活動を割りふり、人民大衆の郷人民政府及び勤務員に対する訴願や意見を受理し、郷人民政府及びその関係部門をうながして郷人大代表の提案を処理させ、郷人民政府の適当でない決議を改め、または取消すことが出来る。さらに、郷人民政府に所属する部門の勤務員の任免を決定し、郷人大の閉会中は副郷長の個別的な任免を決定する。郷長が事故により職務を担当できないときは、代行の人選を決定する。これらの問題はもし郷人大常務委がなければ処理しようがないことである。これ（を設置すること）は、郷レベルの権力機関の建設を強化することによって、積極的な効果をもっている。もし郷レベルの人大常務委を設置しないならば、郷レベルの人大の主任、副主任をただ選挙し、かれらが閉会期間中権力機関の日常業務に責任を負うということとでよいかどうか。これ（を設置すること）は民主を発揚し、法制（法秩序）を強化するのに有利である。もちろん、このことは憲法改正等の問題に関連する。

第三に、地方組織法の規定によれば、郷人大会議は毎年少な

くとも一回行うことになっている。現在、郷レベルの人大の活動の実情は、一年にただ一回開会するだけであり、その行政区域における季節性の強い多くの活動の実施計画を決定するすべがない。もちろん、同級の人民政府の活動を効果的に監督することもできない。閉会中はさらにいかなる役割も發揮できないのである。基本的に「バラバラな砂」である。したがって、郷レベルの人大会議が毎年少なくとも二回開催され、上半期には財政報告と計画を、下半期には執行状況の検査について決議を行うように提案する。

第四に、郷人民代表の役割を十分に發揮させる。関係部門の統計によれば、わが国には現在、合計、五四〇万人の郷人民代表があり、つまり平均して郷ごとにおよそ六〇名前後いることになる。この五五〇万人の代表という積極的要素を動員し、それぞれ郷のこの六〇人あまりの積極的要素を動員すれば、一つの巨大な物質的な力となりうるであらう。

上に述べた問題のほかにも、さらに例えば、郷の財政創設問題、タテ割りとヨコ割りの分割問題、幹部の素質が劣るといふ問題などのように、その他の若干の問題も存在している。これらの問題の存在によって、郷政権の指導的役割と指導力がゆゆしく削減されており、必ずできるだけはやくそれを是正し、解決しなければならぬ。これらの問題の間には、一種の内部的

なつながらが存在し、かつまた多くの部門の活動にも関連する。したがって、これらの問題を徹底的に解決するには、必ず各種の問題を一緒につかみ、それぞれの部門を一緒にとらえねばならない。

われわれは、基層政權がわが国の人民民主独裁の基礎組織であり、党と政府の非常に大きな部分の活動がいづれも基層政權を通じてはじめて完成できるということに目を向ける必要がある。わが国の八億の人口が農村に住み、農村の基層政權を立派に建設することは、わが国の経済発展や社会主義精神文明建設にとって極めて重要な意義をもっている。したがって、農村基層政權建設作業をうちかため、完全なものにしていくことは極めて重大な仕事である。

〔訳者あとがき〕

中国人民大学法律系の董成美教授は、昭和六二年度「早稲田大学国際交流基金」による外国人招聘研究員として来日され、四月二〇日―五月二〇日の一ヶ月間、早稲田大学比較法研究所において、「中国憲法の基本的諸問題に関する討論」を行なった、ここに翻訳・紹介したものは、五月一五日開催の講演会「中国憲法学の今日的課題」(原題は「当前中国憲法学方面的新課題」)および五月一三日開催の研究懇談会「中国の郷政權建設にお

ける諸問題」(原題は「關於郷政權建設若干問題的探討」)の内容である。いづれも東京都立大学大学院博士課程の通山昭治氏(現在、同大学助手)に通訳の労をとっていただくとともに、合わせて翻訳もお願いした次第である。

なお、董成美教授は、一九二八年二月中国雲南省昆明に出生、一九五一年北京大学政治系卒業、現在は中国政法大学、南开大学等の兼任教授をつとめ、『中国法学』の常務編集委員、憲法学研究会理事、兼任弁護士として活躍中であり、同教授の著書である『憲法基本知識』(上海人民出版社、一九八三年)は、『中国憲法概論』(西村監訳、杉中・野沢共訳、成文堂、一九八四年)として日本に紹介されている。(西村)